

医薬発 1029 第 22 号  
産情発 1029 第 2 号  
令和 7 年 10 月 29 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

厚生労働省大臣官房  
医薬産業振興・医療情報審議官  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令  
及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令  
の一部を改正する政令等の公布について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（令  
和 7 年政令第 357 号。以下「改正政令」という。）については、令和 7 年 10 月 29 日  
に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和 7 年厚生労働省令  
第 103 号。以下「改正省令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び  
安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係  
告示の整備に関する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 286 号。以下「改正告示」と  
いう。）については、令和 7 年 10 月 22 日に、別添のとおり公布されたところです。  
改正政令、改正省令及び改正告示の主な内容については下記のとおりですので、  
御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお  
願いいたします。

## 記

### 第1 改正政令関係

#### I 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、並びに改正法による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号。以下「改正基盤研法」という。）附則第20条第7項及び第8項、第26条第1項並びに第27条第7項及び第8項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「薬機令」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成16年政令第356号。以下「基盤研令」という。）における関係規定の整備を行うもの。

#### II 改正の主な内容

##### 1 薬機令の一部改正

薬機令第3条において、薬局製造販売医薬品の定義が規定されているところ、改正法第1条の規定により、同様の薬局製造販売医薬品の定義が、改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「改正薬機法」という。）第2条第17項第3号に規定された。

それにより、薬機令第3条における薬局製造販売医薬品の定義を、改正薬機法第2条第17項第3号を引用する形に改めること。

##### 2 基盤研令の一部改正

###### (1) 革新的医薬品等実用化支援基金及び後発医薬品製造基盤整備基金の額が過大だった場合の国庫への納付金の納付の手続き等に関する事項

改正基盤研法附則第20条第1項の「革新的医薬品等実用化支援基金」及び改正基盤研法附則第27条第1項の「後発医薬品製造基盤整備基金」について、厚生労働大臣が、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「基盤研」という。）に対し、改正基盤研法附則第20条第7項又は第27条第7項に基づき、これらの基金に充てるために交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する額を国庫へ納付すべきことを命じた場合の当該納付金の納付の手続きとして、基盤研は、厚生労働大臣が定めた額を厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならないこと等を定めること。

(2) 革新的医薬品等実用化支援基金及び後発医薬品製造基盤整備基金の廃止時における残余金の国庫への納付の手続き等に関する事項

革新的医薬品等実用化支援基金及び後発医薬品製造基盤整備基金の廃止時に残余がある場合における当該残余に係る納付金の納付の手続きとして、当該残余に係る納付金の計算書等を基金廃止後3か月以内（革新的医薬品等実用化支援基金については令和18年6月30日まで、後発医薬品製造基盤整備基金については令和13年6月30日まで）に厚生労働大臣に提出するとともに、基金を廃止した年の7月10日までに当該残余に係る納付金を納付しなければならないこと等を定めること。

(3) 公正取引委員会への協議の対象となる製造基盤整備措置に関する事項

後発医薬品の安定的な供給の確保に向けた製造基盤の整備等の措置（以下「製造基盤整備措置」という。）のうち、厚生労働大臣が改正基盤研法附則第24条第1項に基づく認定を行うに当たって、公正取引委員会への協議を行うのは、以下のいずれかに該当するものとすること。

- ・ 当該製造基盤整備措置に伴う事業再編のための措置が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）上届出をするものであるもの
- ・ 二以上の後発医薬品製造販売業者等により共同して行われる製造基盤整備措置であって、いずれか一の後発医薬品製造販売業者等の国内売上合計額が200億円を超え、かつ他のいずれかの後発医薬品製造販売業者等の国内売上合計額が50億円を超えるもの

III 施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和7年11月20日）から施行すること。

第2 改正省令関係

I 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、関係省令について所要の改正を行うもの。

II 改正の主な内容

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の一部改正

(1) 製造販売又は販売の状況を把握する必要がないものとして厚生労働省令で定める医薬品に関する事項

改正薬機法第2条第17項第4号に規定する製造販売又は販売の状況を把握する必要がないものとして厚生労働省令で定める医薬品は、体外診断用医薬品とすること。

(2) 出荷停止等のおそれの報告等の報告事項に関する事項

改正薬機法第18条の3第1項の規定による出荷停止等のおそれの報告及び同条第2項の規定による変更の報告は、次に掲げる事項について行うものとすること。

- ① 製造販売業者の氏名又は名称
- ② 当該品目の名称
- ③ 6月以内に出荷の停止若しくは制限をすることとした理由又は6月以内に出荷の停止若しくは制限をするおそれがあると認める理由
- ④ 出荷の停止若しくは制限をする時期又は出荷の停止若しくは制限をすると見込まれる時期
- ⑤ 代替薬の製造販売業者、医療機関その他の関係者との調整の状況
- ⑥ その他必要な事項

(3) 出荷停止等の届出等の届出事項に関する事項

改正薬機法第18条の4第1項の規定による出荷停止等の届出及び同条第2項の規定による変更の届出は、上記の①、②、⑤及び⑥の事項のほか、次に掲げる事項について行うものとすること。

- ① 出荷の停止又は制限をした理由
- ② 出荷の停止又は制限の解除が可能となると見込まれる時期

## 2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正

(1) 供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品の指定の際に勘案すべき事項に関する事項

改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「改正医療法」という。）第37条第4項の規定により厚生労働大臣が供給確保医薬品を指定する際に勘案する事項は、同項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、医療現場における使用状況とし、改正医療法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が重要供給確保医薬品を指定する際に勘案する事項は、改正医療法第37条第4項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、医療現場における使用状況及びその用途に係る対象者の数とすること。

(2) 供給不足防止措置計画及び製造等計画の届出等の届出方法に関する事項

改正医療法第38条第1項の規定による供給不足防止措置計画の届出及び同条第3項の規定による当該計画の変更の届出並びに改正医療法第38条の2第1項の規定による製造等計画の届出並びに同条第3項の規定による当該計画の変更の届出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととすること。

(3) 厚生労働大臣に供給確保医薬品等の製造等の状況等を報告すべき者等に関する事項

改正医療法第38条の4の規定により報告をしなければならない者は、供給確保医薬品等の製造販売業者、製造業者又は卸売販売業者のほか、これらの者を構成員に含む団体とし、同条の規定による報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとすること。

(4) 厚生労働大臣に対する医薬品調剤等情報の提供方法に関する事項

改正医療法第38条の7第2項の規定により、厚生労働大臣から医薬品調剤等情報の提供を求められた場合には、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、当該情報を、電子情報処理組織を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならないこととすること。

3 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）の一部改正

改正医療法第38条の6第1項の規定による立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式によることができることとすること。

### III 施行期日等

この省令は、改正法の施行の日（令和7年11月20日）から施行すること。また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなし、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することとすること。

### 第3 改正告示関係

#### I 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、厚生労働省関係告示について所要の改正を行うもの。

## II 改正の主な内容

改正薬機法第2条第17項第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分は、現行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和55年厚生省告示第169号）に掲げる有効成分とすること。

## III 適用期日

この告示は、改正法の施行の日（令和7年11月20日）から適用すること。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第二十条第七項及び第八項、第二十六条第一項並びに第二十七条第七項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）  
**第一条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正す

第三条ただし書中「薬局製造販売医薬品（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないものをいう。以下同じ。）を「法第三条第十七項第三号に規定する医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）に「同項を「法第十二条第四項」に改める。  
**第四条第一項中「医薬品」の下に「体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。」**

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正)

**第二条** 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令(平成十六年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四条を加える。

(法附則第二十条第六項の規定による納付金の納付の手続等)

**第十五条** 研究所は、法附則第二十条第六項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金のうち研究所が革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第六項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により法附則第二十条第六項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(法附則第二十条第八項の規定による納付金の納付の手続等)

**第十六条** 研究所は、法附則第二十条第八項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、令和十七年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和十八年六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による法附則第二十条第八項の規定による納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3 法附則第二十条第八項の規定による納付金は、令和十八年七月十日までに納付しなければならない。

4 法附則第二十条第八項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(公正取引委員会との協議)

**第十七条** 法附則第二十六条第一項の政令で定める製造基盤整備措置(法附則第十七条第二項第一号に規定する製造基盤整備措置をいう。第二号において同じ。)は、次に掲げるものとする。

一 その伴う事業再編(法附則第二十六条第一項に規定する事業再編をいう。)のための措置が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十条第二項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。)、第十五条第三項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第三項の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を届け出なければならないこととき

二 以上の後発医薬品製造販売業者等(法附則第十七条第二項第一号に規定する後発医薬品製造販売業者等をいう。以下この号において同じ。)により共同して行われる製造基盤整備措置であつて、当該後発医薬品製造販売業者等のうち、いずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額であつて、当該後発医薬品製造販売業者等のうち、いずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額が五十億円を超えるもの(当該製造基盤整備措置を行おうとする全ての後発医薬品製造販売業者等が同一の企業結合集団(同項に規定する企業結合集団をいう。)に属するものを除く。)後発医薬品製造基盤整備基金に係る納付金についての準用)

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年十一月二十日)から施行する。

厚生労働大臣 上野賢一郎  
内閣総理大臣 高市 早苗

附則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年十一月二十日)から施行する。

**第十八条** 附則第十五条の規定は、法附則第二十七条第八項の規定による納付金について準用する。

2 附則第十六条の規定は、法附則第二十七条第八項の規定による納付金について準用する。

3 第二条中「令和十七年四月一日」とあるのは「令和十八年六月三十日」とあることは「令和十三年七月十日」と読み替えるものとする。

○厚生労働省令第三百三十号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年十月二十二日 厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後	前
目次				
第一章 総則（第一条）				
第二章 の二 薬局（第一条の一 第十八条）				
第二章 の四 第十四章（略）				
附則				
第一章 総則				
（法第二条第十七項第四号の厚生労働省令で定める医薬品）				
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十七項第四号の厚生労働省令で定める医薬品は、体外診断用医薬品とする。				
第一章 の二 薬局				
（開設の申請）				
第一条の二 法第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。				
2 ～ 7 （略）				
（薬局開設の許可台帳の記載事項）				
第七条 令第二条の六に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。				
一～十一（略）				
十二 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第三項各号に掲げる区分				
十三 当該薬局において特定販売を行うときは、第一条の二第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）				
（健康サポート薬局の表示）				
第十五条の十一 薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。				
（変更の届出）				
第十六条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。				
一～七（略）				
八 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）				
2 ～ 3 （略）				
（開設の申請）				
第一条 総則（新設）				
第二章 薬局（第一条の一 第十八条）				
第二章 の四 第十四章（略）				
附則				
第一章 総則（新設）				
（開設の申請）				
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。				
2 ～ 7 （略）				
（薬局開設の許可台帳の記載事項）				
第七条 令第二条の六に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。				
一～十一（略）				
十二 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分				
十三 当該薬局において特定販売を行うときは、第一条第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）				
（健康サポート薬局の表示）				
第十五条の十一 薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。				
（変更の届出）				
第十六条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。				
一～七（略）				
八 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）				



(配置販売業の許可の申請)

**第一百四十八条 (略)**

2・3 (略)

4 法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

(準用)

**第一百四十九条** 配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第三項各号」とあるのは「第一百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

(鉄売販売業の許可の申請)

**第一百五十三条 (略)**

2・3 (略)

4 法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

**第一百五十九条の二十 (略)**

2 法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六

条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第一百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条の二第四項各号」とあるのは「第一百三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。

(再生医療等製品の販売業の許可の申請)

**第一百九十六条の二 (略)**

2・3 (略)

4 法第四十条の五第三項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

(配置販売業の許可の申請)

**第一百四十八条 (略)**

2・3 (略)

4 法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

(準用)

**第一百四十九条** 配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第一百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

(鉄売販売業の許可の申請)

**第一百五十三条 (略)**

2・3 (略)

4 法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

**第一百五十九条の二十 (略)**

2 法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六

条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第一百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条第四項各号」とあるのは「第一百三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。

(再生医療等製品の販売業の許可の申請)

**第一百九十六条の二 (略)**

2・3 (略)

4 法第四十条の五第三項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

様式第一中「(第一条関係)」を「(第二条の1関係)」に改め。様式第五中「第18条の2」の「第18条の3、第18条の4第1項若しくは第2項」を「第68条の2の5、第68条の2の6第1項若しくは第2項」に、「第68条の2の5、」を「第68条の2の6、」、「第五十六条の二第一項」を「第56条の2第1項」、「同項第5項」を「同項第5号」に改める。  
 様式第五中「第18条の2」の「第18条の3、第18条の4第1項若しくは第2項」を「第68条の2の5、第68条の2の6第1項若しくは第2項」に改める。  
 (医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則(昭和二十二年厚生省令第五十号)の一部を次の表のよろに改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	
目次				
第一章～第四章の三 (略)				
第四章の四 適切な医療を提供するための医薬品の供給の確保 (第三十条の二十二の二十六)				
第五章～第七章 (略)				
附則				
(法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合)				
第十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。				
一～七 (略)				
七の一 病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの(以下「診療用放射性同位元素使用器具」という。)を備えようとする場合				
イ (略)				
口 第一条の十一第二項第三号ハ(1)に規定するもの又は機械器具のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものである。と。				
(1) 治験(医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験をいう。第三十条の二十二の二第一項第十三号及び別表第一において同じ。)に用いるものである。と。				
(2)～(4) (略)				
七の三～十三 (略)				
第四章の四 適切な医療を提供するための医薬品の供給の確保				
(法第三十七条第四項第四号の厚生労働省令で定める事項)				
第三十条の三十三の二十六 法第三十七条第四項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項				
は、医療現場における使用状況(法第三十八条第一項の規定により同項に規定する重要供給確保医薬品を指定する場合にあつては、医療現場における使用状況及びその用途に係る対象者の数とする。)				
(供給不足防止措置計画及び製造等計画の届出等)				
第三十条の三十三の二十七 法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第一項及び第三項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。				

目次

第一章～第四章の二 (略)  
(新設)

第五章～第七章 (略)

附則  
(法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合)

第十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 (略)

七の一 病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの(以下「診療用放射性同位元素使用器具」という。)を備えようとする場合

イ (略)

口 第一条の十一第二項第三号ハ(1)に規定するもの又は機械器具のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものである。と。

(1) 治験(医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験をいう。第三十条の二十二の二第一項第十三号及び別表第一において同じ。)に用いるものである。と。

(2)～(4) (略)

七の三～十三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第三十八条の四の規定による報告)

**第三十条の三十三の二十八** 法第三十八条の四に規定する厚生労働省令で定める者は、供給確保医薬品等(法第三十七条第一項に規定する供給確保医薬品等をいう。)の製造販売業者(医薬品医療機器等法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。)、製造業者(医薬品医療機器等法第十三条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。)又は卸売販売業者(医薬品医療機器等法第三十四条第一項の卸売販売業の許可を受けた者をいう。)を構成員に含む団体とする。

2 | 法第三十八条の四の規定による報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。

(法第三十八条の七第二項の厚生労働省令で定める方法)

**第三十条の三十三の二十九** 法第三十八条の七第二項の規定により、厚生労働大臣から医薬品调剂等情報(同条第一項に規定する医薬品調剤等情報をいう。)の提供を求められた場合には、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。)は、当該情報を電子情報処理組織(社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と厚生労働省が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならない。

**(薬事工業生産動態統計調査規則の一部改正)**

**第三条 薬事工業生産動態統計調査規則(昭和二十七年厚生省令第十号)の一部を次の表のように改正する。**

(傍線部分は改正部分)

			改	正	後	
						(定義)
						<b>第三条</b> この省令で「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。この条及び第五条において「医薬品医療機器等」という。)第二条第一項に規定する医薬品(原薬たる医薬品、専ら動物のために使用されることが目的とされている物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一条の二第三項第二号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。)をいう。
2	4	(略)				<b>第三条</b> この省令で「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。この条及び第五条において「医薬品医療機器等」という。)第二条第一項に規定する医薬品(原薬たる医薬品、専ら動物のために使用されることが目的とされている物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一条第三項第二号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。)をいう。

**(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正)**

**第四条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)の一部を次の表のように改正する。**

(傍線部分は改正部分)

			改	正	前	
						(定義)
						<b>第十九条</b> 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験(以下「治験」という。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
2	4	(略)				<b>第十九条</b> 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験(以下「治験」という。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

(新設)

**(使用医薬品及び歯科材料)**

**第十九条** 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験(以下「治験」という。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

(薬局等構造設備規則の一部改正)  
第五条 薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(薬局の構造設備)

第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一・九 (略)

十次に定めるところに適合する調剤室を有すること。

イ・ハ (略)

二 薬剤師不在時間 (施行規則第一条の二第二項第二号に規定する薬剤師不在時間をいう。)がある薬局にあつては、閉鎖することができる構造であること。

十の二・十二 (略)

十三 次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第九条の四第一項、第四項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。

イ・二 (略)

ホ 指定第二類医薬品(施行規則第一条の二第三項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。)を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けられた者若しくはこれらの方によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。

ヘ (略)

十四・十五 (略)

十六 営業時間のうち、特定販売(施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う場合には、都道府県知事(その所在地が地域保健法昭和四十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。

2・5 (略)

(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正)

(第六条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(薬局の業務を行う体制)

改 正 後

(薬局の業務を行う体制)

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(薬局の構造設備)

第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一・九 (略)

十次に定めるところに適合する調剤室を有すること。

イ・ハ (略)

二 薬剤師不在時間 (施行規則第一条の二第二項第二号に規定する薬剤師不在時間をいう。)がある薬局にあつては、閉鎖することができる構造であること。

十の二・十二 (略)

十三 次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第九条の四第一項、第四項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。

イ・二 (略)

ホ 指定第二類医薬品(施行規則第一条の二第三項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。)を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けられた者若しくはこれらの方によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。

ヘ (略)

十四・十五 (略)

十六 営業時間のうち、特定販売(施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う場合には、都道府県知事(その所在地が地域保健法昭和四十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。

2・5 (略)

(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正)

(第六条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(薬局の業務を行う体制)

改 正 後

(薬局の業務を行う体制)

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(薬局の構造設備)

第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一・九 (略)

十次に定めるところに適合する調剤室を有すること。

イ・ハ (略)

二 薬剤師不在時間 (施行規則第一条の二第二項第二号に規定する薬剤師不在時間をいう。)がある薬局にあつては、閉鎖することができる構造であること。

十の二・十二 (略)

十三 次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第九条の四第一項、第四項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。

イ・二 (略)

ホ 指定第二類医薬品(施行規則第一条の二第三項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。)を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けられた者若しくはこれらの方によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。

ヘ (略)

十四・十五 (略)

十六 営業時間のうち、特定販売(施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う場合には、都道府県知事(その所在地が地域保健法昭和四十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。

2・5 (略)

(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正)

(第六条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(薬局の業務を行う体制)

改 正 後

(薬局の業務を行う体制)

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間（同号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ。）内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。

## 二〇五 （略）

六 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（施行規則第一条の二第五項第二号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売（施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。）の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。

## 七〇十四 （略）

2

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

## 第七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

（傍線部分は改正部分）

## 第三十一条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## 一〇六 （略）

七 製造施設 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品若しくは同条第九項に規定する再生医療等製品（次号において「医薬品等」という。）又は同条第十八項に規定する治験の対象とされる薬物若しくは人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの（次号において「薬物等」という。）の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設（次号に規定する指定製造施設を除く。）をいう。

## 八〇十八 （略）

（厚生労働省組織規則の一部改正）  
第八条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後	
				（用語の定義）
第一七条 （略）	改	正	後	第三十一条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（治験推進室）				一〇六 （略）
第一七条 （略）				七 製造施設 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品若しくは同条第九項に規定する再生医療等製品（次号において「医薬品等」という。）又は同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物若しくは人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの（次号において「薬物等」という。）の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設（次号に規定する指定製造施設を除く。）をいう。
（治験推進室）				八〇十八 （略）
第一七条 （略）				
（傍線部分は改正部分）				

勤務していること。ただし、薬剤師不在時間（同号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ。）内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行ったために勤務していること。

## 二〇五 （略）

六 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（施行規則第一条第五項第二号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売（施行規則第一条第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。）の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。

## 七〇十四 （略）

2

（傍線部分は改正部分）

## 第三十一条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## 一〇六 （略）

七 製造施設 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品若しくは同条第九項に規定する再生医療等製品（次号において「医薬品等」という。）又は同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物若しくは人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの（次号において「薬物等」という。）の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設（次号に規定する指定製造施設を除く。）をいう。

## 八〇十八 （略）

（厚生労働省組織規則の一部改正）  
第八条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

	改	正	前	
				（用語の定義）
第一七条 （略）	改	正	前	第三十一条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（治験推進室）				一〇六 （略）
第一七条 （略）				七 製造施設 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品若しくは同条第九項に規定する再生医療等製品（次号において「医薬品等」という。）又は同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物若しくは人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの（次号において「薬物等」という。）の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設（次号に規定する指定製造施設を除く。）をいう。
（治験推進室）				八〇十八 （略）
第一七条 （略）				
（傍線部分は改正部分）				

2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第一条第十八項に規定する治験の推進に関する事務（医薬局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

## 3 （略）

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の特例に関する措置を定める省令) (一部改正)

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令) (平成十五年厚生労働省令第百三十二号) の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

(医療法施行規則の特例)

**第四条** 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号。以下この条において「法」という。)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。)について、臨床試験専用病床(一般病床(医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。)であつて、患者以外の者を被験者として行われる治験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験をいう。)その他の臨床試験(当該臨床試験に係る被験者の入院期間がおむね十日以内であるものに限る。)を実施する場合に当該被験者を入院させるための病床をいう。)を整備することを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後における当該認定に係る病院に対する医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第三号及び第十一号の規定の適用については、同項第三号イ中「の病室」とあるのは「の病室(臨床試験専用病床(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)第四条に規定する臨床試験専用病床をいう。以下同じ。)に係る病室を除く。)」と、同項第十一号ロ中「の廊下(病院に係るもの(臨床試験専用病床に係る病室に隣接するものを除く。)に限る。)と、同号ハ中「廊下(一)」とあるのは「廊下(臨床試験専用病床に係る病室に隣接するもの及び)とする。

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

**第十一条** 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百十号)の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

(再生医療等委員会を設置できる団体)

**第四十二条** 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。

一・四 (略)

五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究(臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。次号において同じ。)若しくは医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。)

六 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。)

(医療法施行規則の特例)

**第四条** 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号。以下この条において「法」という。)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。)について、臨床試験専用病床(一般病床(医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。)であつて、患者以外の者を被験者として行われる治験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験をいう。)その他の臨床試験(当該臨床試験に係る被験者の入院期間がおむね十日以内であるものに限る。)を実施する場合に当該被験者を入院させるための病床をいう。)を整備することを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後における当該認定に係る病院に対する医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第三号及び第十一号の規定の適用については、同項第三号イ中「の病室」とあるのは「の病室(臨床試験専用病床(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)第四条に規定する臨床試験専用病床をいう。以下同じ。)に係る病室を除く。)」と、同項第十一号ロ中「の廊下(病院に係るもの(臨床試験専用病床に係る病室に隣接するものを除く。)に限る。)と、同号ハ中「廊下(一)」とあるのは「廊下(臨床試験専用病床に係る病室に隣接するもの及び)とする。

(傍線部分は改正部分)

改

正

前

(再生医療等委員会を設置できる団体)

**第四十二条** 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。

一・四 (略)

五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究(臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。次号において同じ。)若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。)

六 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。)

改

正

前

(認定再生医療等委員会の判断及び意見)

**第六十五条** 次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

一 (略)

二 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究(臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る)を実施していた者

三・四 (略)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)

**第十一條 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)**

(一部を次の表のように改正する。)

(傍線部分は改正部分)

			改	正	後
			(診療の方針)		
			第一 (略)		
六	別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十八項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。		六	別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。	
一 (略)	(臨床研究法施行規則の一部改正)		一 (略)		

**第十二条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。**

			改	正	後
			(適用除外)		
			第一 (略)		
二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十八項に規定する治験に該当するもの(医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものを除く。)		二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験に該当するもの(医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものを除く。)	
三・六 (略)	(認定臨床研究審査委員会を設置できる団体)		三・六 (略)		

**第二条** 法第二条第一項の治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十八項に規定する治験に該当するもの(医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものを除く。)

三・六 (略)

(認定臨床研究審査委員会を設置できる団体)

**第六十四条** 法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。

一・四 (略)

**第五** 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。)

(認定再生医療等委員会の判断及び意見)

**第六十五条** 次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

一 (略)

二 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究(臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る)を実施していた者

三・四 (略)

2 (略)

五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。)





(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正)  
**第四条** 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）。以下「高齢者医療確保法」という。第六十四条 第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。	第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）。以下「高齢者医療確保法」という。第六十四条 第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。
一 （略）	一 （略）
二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療	二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療
三 医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療	三 医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療
三の二 医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。）に係るものに限る。）に係る診療	三の二 医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。）に係るものに限る。）に係る診療
四～八 （略）	四～八 （略）

別表第一		改	正	後	(保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正) 第五条 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号)の一部を次の表のように改正する。
		改	正	前	
別表第一		改	正	前	(傍線部分は改正部分)

<p>医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（機械器具等に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>	<p>（略）</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）</p> <p>第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>
<p>医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>	<p>（略）</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。）</p> <p>第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>

			医薬品医療機器等法第二条第十八項 に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。以下同じ。）に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療		
			(略)		
			(略)		
改	正	後	(医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する事項の一部改正)	(第六条 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正する。	
第四条 法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	第四条 法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。				
一〇八 (略)	一〇八 (略)				
九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条第十八項に規定する治験に関する事項	九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条第十七項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正				
十 二十 (略)	十 二十 (略)				
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準	（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）				
第七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第二十九号）の一部を次の表のように改正する。	第七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第二十九号）の一部を次の表のように改正する。				
一一八 (略)	一一八 (略)				
改	正	後			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二				
第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準	第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準				
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。				
一一八 (略)	一一八 (略)				
改	正	前			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準				
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第二十九号）の一部を次の表によりとする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第二十九号）の一部を次の表によりとする。				
一一八 (略)	一一八 (略)				
			(傍線部分は改正部分)		

(遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部改正)  
第八条 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成三十一年厚生労働省告示第四十八号)の一部を次の表のとおり改正する。

(傍縞部分改正部分)

前	後	前	後
目次 (略)	目次 (略)	第1章 総則	第1章 総則
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)	第3 適用範囲	第3 適用範囲
1 適用される遺伝子治療等臨床研究	1 適用される遺伝子治療等臨床研究	この指針は、日本国内の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される遺伝子治療等臨床研究を対象とする。ただし、第2章の規定は臨床研究法(平成29年法律第16号)第2条第1項に規定する臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究について、第2章及び第3章の規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第18項に規定する治験又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)第2条第1項に規定する再生医療等に該当する遺伝子治療等臨床研究については、適用しない。	この指針は、日本国内の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される遺伝子治療等臨床研究を対象とする。ただし、第2章の規定は臨床研究法(平成29年法律第16号)第2条第1項に規定する臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究について、第2章及び第3章の規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)第2条第1項に規定する再生医療等に該当する遺伝子治療等臨床研究については、適用しない。
2・3 (略)	2・3 (略)	第4～第11 (略)	第4～第11 (略)
第2章・第3章 (略)	第2章・第3章 (略)	第2章・第3章 (略)	第2章・第3章 (略)

い)のうち半ば、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年十一月一十日)から適用する。

令和七年十月二十二日掲載の大臣は、それぞれ  
次のとおりとなつた。

内閣総理大臣	高市 早苗
文部科学大臣	林 平口
厚生労働大臣	松本 洋平
農林水産大臣	鈴木 憲和
経済産業大臣	赤澤 亮正
環境大臣	石原 宏高
防衛大臣	小泉 進次郎

令和七年六月十七日（号外第百三十三号）公布  
国土交通省令第六十八号（道路運送車両の保安基  
準等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三 終りから大型特殊自動車（農耕トラクタ車）

二〇ページ上段一九行目の

誤り。  
第二十八号  
は 第二十八号  
の